一三五二―砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　二一　四
一三五六　建築基準法の規定に基づく指定構造計算適合性判定機関の業務区域を変更した件　二一　五
一三五七　高速自動車国道に関する件　二二　八
一三五八―砂防法第二条の土地を指定する件　二二　256　四五
一三六〇　運輸審議会件名表に登載された件　二四　六
一三六二　高速自動車国道に関する件　二五　七
一三六三　国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件　二五　七
一三六四　国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件　二五　七
一三六五　自動車検査用機械器具登録校正実施機関の登録事項の変更の届出があった件　二八　五
一三六六―砂防法第二条の土地を指定する件　二八　五
一三六八　砂防法第二条の土地の指定を解除する件　二八　八
一三七〇　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則に基づく相当指定をした件　二八　八
一三七一　補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件の一部を改正する件　二八　262　一
一三七二　高速自動車国道に関する件　二九　七
一三七三　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　二九　八
一三七四―一三七五　高速自動車国道に関する件　三〇　一〇
一三七六　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第三条第三号の規定に基づき、居住者以外の者が主として利用していると認められるものを定める件　三〇　264　九三
一三七七　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第七条第一項第二号の規定に基づき、壁を有しないことその他の高い開放性を有するものを定める件　三〇　264　九三
三　気象測器の型式を証明した件　二二　八
○海上保安庁
五一　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく登録確認機関の所在地を変更する件　七　七
五二―五三　航路標識に関する件　一六　252　一七
五四　分離通航方式に関する告示の一部を改正する告示　一七　253　一八
五五　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示　一八　七
五六―五七　航路標識に関する件　二五　259　八
○環境省
一〇四　水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件　一四　六
一〇五　水質汚濁に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件　一四　六
一〇六―一〇七　汚染状況重点調査地域の指定を解除する件　二九　九
○防衛省
二一九　平成十九年防衛省告示第二百十三号の一部を改正する件　一　六
二二〇―二二一　海上における射撃訓練等を実施する件　一一　八
二二二　海上における射撃訓練を実施する件　一一　八
二二三　海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を付与する件　一六　八
二二四―二二五　海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件　一七　八
二二六―二二九　海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件　一七　九
二三〇　アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が決定された件　一八　七
二三一　海上における射撃訓練を実施する件　二四　七
二三二―二三四　アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、新規提供が決定された件　二九　九
○東北地方整備局
二三五　道路に関する件　一　六
二三六　〃　二　九
二三七―二三九　〃　四　八
二四〇―二四四　〃　七　七
二四五―二四八　〃　一八　254　五
二四九　浄化槽の型式の認定をした件　二一　五
二五〇―二五三　道路に関する件　二二　六
二五四　〃　二二　八
○関東地方整備局
二一二―二一五　道路に関する件　一　六
二一六　建築基準法に基づく指定確認検査機関の名称を変更する件　四　八
二一七―二一九　道路に関する件　九　五
二二〇　荒川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件　一〇　八
二二一　道路に関する件　一一　八
二二二　〃　一五　九
二二三　〃　一六　八
二二四　〃　二一　六
二二五―二二八　〃　二二　八
二二九―二三二　〃　二三　八
二三三―二三五　〃　三〇　265　七一
○北陸地方整備局
九四　道路に関する件　一四　六
九五―九七　〃　二五　259　一二
九八　〃　三〇　265　七一
○中部地方整備局
一一四　道路に関する件　一　七
一一五　〃　二　九
一一六　〃　四　八
一一七　浄化槽の型式を認定した件　四　八